

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第三十六条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第二十二條」を「・第十九條」に、「第二十二條の二」を「第二十條」に改める。

第一條第一項中「法律は」の下に「、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第七條第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため」を加える。

第三條第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三條第三項第一号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三條第三項第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三條第三項第三号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三條第三項第四号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第七條第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第七條第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十四條第一項中「市町村長は」の下に「、地方税の滞納処分の例により」を加える。

第十四條の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第十七條第一項中「第十四條」を「第十四條第一項」に改める。

第十八條第一項中「第二十條第一項各号」を「子ども・子育て支援法第六十九條第一項各号」に改める。

第二十條を削る。

第二十一條を削る。

第二十二條を削る。

この3つの規定は、従来の「児童手当徴収金」について
触れているものでした。

児童手当法 から削り、子ども・子育て支援法 に設けられました。

第二十二條の二第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十二條の二を第二十條とする。

第二十二條の三第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十二條の三第一項中「（同法第五十一條第四号又は第五号に係るものに限る。次条において「保育料」という。）」を削る。

第二十二條の三第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十二條の三第二項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三條第四項に規定する保育料」を「児童福祉法第五十六條第八項各号又は第九項各号に定める費用」に改める。

第二十二條の三を第二十一條とする。

第二十二條の四第一項中「により保育料」を「により費用」に改める。

第二十二條の四第一項中「徴収する場合」の下に「又は同條第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合」を加える。

第二十二條の四第一項中「保育料を支払うべき扶養義務者」を「同法第五十六條第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同條第八項若しくは第九項の規定により地方